

2015年 12月20日 第721号 JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 カ

関西新幹線サービックと団体交渉を開催!

12月16日、地本は、18時から新大阪丸ビル別館においてサービック会社((株)関西新幹線サービック)との団体交渉を開催しました。

団体交渉の内容は、①今年6月、サービックへ出向中であった松井組合員に対する「訓告」 処分を撤回すること(理由は、エレベータ扉の鎖錠忘れ)。 ②安全確保のために処分乱発の姿勢をあらため働きやすい労働環境にすることを求めました。

団体交渉は、地本から山口副委員長、浦谷業務部長、松井特別執行委員が出席しました。 サービック会社側は人事勤労課鈴木課長、人事勤労課市川係長、事業部宮﨑部長代理が出席 しました。処分を受けた当事者である松井特別執行委員本人が出席するという画期的な取り 組みでもあり、国鉄採用から今日まで、46年間努めた最後の出勤日に通告された処分に対 する怒りを本人がぶつけました。

今回の処分の理由は、サービック会社の就業規則第73、74条に書かれた懲戒に関する規則であるとの回答でしたが、扉の鎖錠を忘れた一度の事象のみで処分する姿勢が明らかになりました。また、原因究明や再発防止の取り組みについては明確な回答はなく、処分ありきの会社姿勢では再発防止にならないことを組合側から強く訴えました。

出向社員に関する労働条件については、サービック会社とJR東海労の間で労働協約が結ばれておらず、組合員への不利益になりかねない現状となっています。

改善に向けて組合員の不利益や苦情についての申し入れ先を質問し、「組合員が事柄と主張を書いて事業所へ提出して下さい」という回答を受けました。会社の再回答について不満がある場合は、「団体交渉となるのかどうかなど組合からの書面を基に検討して回答する。」ことも確認しました。

さらにJR東海労との労働協約締結の申し入れについても組合からの申し入れ内容を精査して回答することを確認しました。処分撤回とはなりませんでしたが、今回の団体交渉では今後に向けた成果を得ることができました。

出向先で奮闘する組合員の皆さん! 問題が発生した場合は、あきらめずに、労働組合が先頭と なって関連会社と協議していきます!